

八尾春雄議員 平成25年12月議会一般質問

12月11日

(議長) 次に、八尾君の発言を許します。12番、八尾君！

(八尾議員) 12番、八尾春雄でございます。お忙しい中、傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。議員の皆様もお昼御飯の後でございますけれども、一生懸命に努めますので、どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

冒頭ですが、先ほどの一般質問で、ある議員は酒を飲んで肝臓をやられ、ある町の役員はピロリ菌と、こういう話がありまして、私も最近血圧が高いものですから体重を少し落としまして対応をしていたんですが、血圧がまた11月後半からぐっと高くなりました。憲法違反の弾圧立法を総選挙や参議院選挙のときには一切明らかにしない、公約もしておりませんのにあれだけのひどいことをやったわけですから、これは国民の権利を守るためには奮闘する必要がある。実施されることなく、速やかに廃止をせよという活動に邁進をしてまいりたい。その決意を述べて、一般質問に入りたいと思っております。5問あります。

広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第4条の改定を求める請願、これは平成25年9月議会の採択でございましたが、このことに関して、町はどのように対応をされるおつもりですか。

この請願は、地区計画条例第2条において、この条例における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令の定めるところによると定めていることと整合性がないことは明らかである。この請願の取り扱いについて質問をいたします。

①地区計画条例の改定に及ぶのか。条例改定を行わないで、請願採択の趣旨を尊重した他の方法によるのか。

②平成24年9月26日締結された町長と保護者代表との確認書、このことについてどのような取り扱いになるのか。この確認書では、対象を障害者が地区計画指定区域内に居住する住居、障害者本人及びその保護者が所有する住居を原則とすると定めておりまして、今から更地に建築をするということは含んでおりません。

③地区計画手続条例で定めている地権者合意を踏まえ、先回りして条例で許可する物件を指定するやり方であれば、地権者との合意形成はどのようにしますか。

これが大きな1番でございます。

2番目でございます。

クリーンセンターの人身事故について。

御家族、関係者の皆さんにまずお見舞いを申し上げます。

11月15日発生したクリーンセンター人身事故は重大な事故であり、事故発生の直接の原因だけでなく、安全衛生体制や契約関係も含め、これまでの進め方について見直しをすべきではないかと思っております。

①事故原因は何か。事故を発生させない仕組みはどのように構築されていたのか。マン

パワーの世界での抑制に委ねていたのか。

②安全衛生体制はどのようになっていたのか。配置図、指揮命令系統はどのようになっていたのか、資料でも明示願いたい。先ほど議員の席には、その資料が一部配付されております。まだ読み込んでおりませんが、配付されております。

③契約方法をできるだけ直接契約に戻すことを検討してはどうか。

④新クリーンセンター構想とはどのような関係になるのか。事故が発生しにくい職場づくりをどのように検討しようとしているのか、お答えをお願いします。

大きな3番目でございます。

交差点の信号機に右折を設定することについてでございます。

去る11月15日、ことしで22回目を迎える広陵町自治体キャラバン実行委員会と町長との交渉に参加をし、住民要望の紹介とその実現のための取り組みを要望いたしました。先日には、近鉄五位堂駅北側のエレベーター設置工事も開始をされ、住民要望実現に幾らかの貢献ができて私もうれしく思っております。町の努力にも感謝したいと思います。

①真美ヶ丘幹線（近鉄五位堂駅から真つすぐ北に延びる道路）と柳板大谷線、広谷秋廻り線と柳板大谷線交差点には、信号機には右折表示がなく、右折時に際どい運転をせざるを得ないときがあります。なかなか右折ができないで、赤信号で車がとまったときに直後に右折を強いられるということをしなければいけない場合があります。右折設定の改善要望が出ています。香芝警察との協議を含め、どのように検討しているのか。ちなみに、この2カ所の間点になります、エコマミ付近の交差点は、右折レーンと右折表示は既に実施をされております。

②右折レーンの設置がなければ右折表示ができないのかどうか、お答えをお願いしたいと思います。

質問の4でございます。

介護保険要支援1・2の被保険者の今後についてでございます。

一旦国が要支援1.2の被保険者を介護保険給付対象から外す方針（平成25年8月6日発表された政府の社会保障制度改革国民会議がまとめた最終報告書）を前回の一般質問通告でお示しをいたしましたけれども、その後11月14日、厚生労働省は市町村の懸念に配慮して（国保新聞11月20日号）、要支援の移行は訪問通所介護に限定することに方針変更をした。ちょっと誤植があります。

①どのように懸念を伝えたのか。他の自治体首長とも協議をしたのか。

②それにしても社会保険の制度である介護保険がこのように対象者や掛金の大きな変更を生ずることは好ましくないと思う。40歳になれば強制適用される制度であって、年金受給者からは依頼もしていないのに、勝手に掛金を天引きしていることから納得しがたい制度になれば、反発も生ずるのではないか。

③広陵町では65歳以上の人口は7,039人で、うち認定者数は1,160人であり、介護保険が利用できるのは16.5%にすぎません。また、要支援1は132人、要支援2は223人、こ

れらの方々を新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行するとなれば、一体どのような計画であるのか。国の方針変更後、これまでと同様のサービスを継続すると過程して、本町の支出増加額はどれほどの見通しになっているのか、お示しをお願いします。

質問事項の5番でございます。

横峰公園北側道路での男児死亡交通事故についてでございます。

まことに悲しい事故で言葉ありません。再発防止のためにどのように取り組もうとしているのか、明らかにしてほしい。

①横断歩道を設置してほしいとの意見が出ているがどうか。

②公園や樹木により死角にならないのかの検討はされたのか。

③逆発想で、通行制限を検討しているのかどうか。実際には、現地では工事が進んでおりましたが、この質問を提出するときにはまだ動いておりませんでしたので、その点お含みおき願いたいと思います。

質問は以上でございます。

(議長) それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。山村町長！

(山村町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1番目、**請願に関して町はどのように対応するのか**ということについてでございます。

広陵町地区計画区域内における建築物に関する条例第4条の改定を求める請願に関して町はどのように対応するのかと、細かく3点について御質問いただきましたが、関連性がございましたので一括してお答えさせていただきます。

町といたしましては、平成24年9月26日に障害者の保護者の方と交わした確認書を念頭に置き、将来の福祉施策を考慮し、また障害者の方々の立場に立ち考えたとき、安心して暮らしていただけることが町の責務と判断しています。現行の条例第4条の規定に基づき、そのことを実現できる旨を以前からお伝えしているにもかかわらず、請願が提出され、議会において採択されたことは、その担保をより明確にしてほしいということであると考えております。

このため、もっと明確な手続を条例及び規則に明示する案について、県当局の指導を受けるよう指示し、県から町の場合について了解をいただいております。さらに、今後都市計画審議会において議論していただくこととしております。

しかしながら、既に手続を終えている地域の合意形成をどうするのかという懸念はございますが、以前から何度となくこのことについて課題であることを地域の役員さんは承知していただいていると考えております。都市計画審議会での議論の結果、了とされれば、議会にも御協議を申し上げ、その後に地域全体への事前周知は必要と考えています。

次、2番目でございます。**クリーンセンターの人身事故について**でございます。

クリーンセンター人身事故につきましては、御家族や関係者の皆様方には大変御心配をおかけしておりますことを重ねておわび申し上げますとともに、事故に遭われた方の一日も早い御回復を切に願っているところでございます。

①さて、事故の原因につきましては、香芝警察署及び葛城労働基準監督署等の関係機関が現場

検証を実施されておりますが、今のところ具体的には指摘はなく、今後調査報告があると存じます。事故に遭われた方の御家族には、業務上の過失はない旨、警察から説明があったとお聞きいたしました。

②安全衛生体制につきましては、お手元にお配りをしております資料をごらんいただきたいと思います。

管理体制といたしまして、業務課におきまして炭化処理の処理機械運行実務を担当し、担当課長及び補佐を中心に実施しております。管理課におきましては、リサイクルを中心に収集物の処理、整理を実施しております。また、今回の事故の作業箇所におきましては、以前から安全防護柵やチェーンにより作動中は立ち入らないような対策を講じております。今後は、より一層の安全管理体制の向上を検討してまいります。

③シルバー人材センターとの委託契約につきましては、今回の事故を教訓といたしまして、シルバーの仕事内容をもう一度クリーンセンターの業務に限定せずに町全体の業務委託について見直しをしたいと考え、シルバー人材センターにもその旨伝えるとともに、直接雇用による作業、民間への委託、シルバーへの委託と仕分けをしてみたいと存じます。

④新クリーンセンターの構想につきましては、近年の技術革新により運転管理及び安全管理におきましても、かなり高い技術力が要求されます。特に広域化に伴うごみ処理施設につきましては、メーカー主体の維持管理、修繕を含めた民間委託が主流となっております。今後ますますその傾向が強くなり、次期ごみ処理施設の運営につきましても、これまでの教訓を生かし、さらに安全な職場環境を実現するため、包括的な委託も考慮して対応してまいります。なお、クリーンセンター職員も気を引き締め直し、民間企業の協力も得ながら、日常の運営を継続する覚悟でございます。

3番目の**交差点信号機に右折を設定すること**についての御質問でございます。

①の町道柳板大谷線の右折設定についての検討はどうかとの御質問でございますが、大谷奥鳥井線との交差点につきましては、香芝警察署及び公安委員会の改良案をいただき、舗装修繕工事とあわせ来年度に実施を予定しております。

また、広谷秋廻り線交差点につきましては、現在のところ柳板大谷線から広谷秋廻り線への右折レーン設置については、幅員から設置は困難で、逆に広谷秋廻り線から柳板大谷線への右折レーン設置は可能と考えますので、協議してまいります。

②の右折レーンの設置がなければ、右折表示はできないのかとの御質問でございますが、右折レーンの設置がないのに右折表示をすると、直進車と右折車が混在することから交通事故を引き起こす可能性があるため、できないと考えるものでございます。

4番目の**介護保険要支援1・2の被保険者の今後**についてでございます。

①から③までの御質問は関連いたしますので、一括して答弁させていただきます。

御質問いただいております要支援者の今後については、現在、国の社会保障審議会介護保険部会にて、最終取りまとめが行われており、1月の国会に法案が提出される予定となっております。

このことについては、近隣市町村の首長とも話をし、東京での全国町村長会議に出席し、情報

共有を図ってまいりました。また、県町村会を通じて、国に働きかけをして実情を訴えたところでございます。

新たな地域包括推進事業（仮称）につきましても、詳細はまだまだ示されておらず、現段階においては、支出増加額を試算することは至難なこととなっております。

御質問いただいておりますように、これまでと同様のサービスを継続すると仮定するならば、事業費単価等も何ら変わることなく、要支援認定者数の増加が支出増加額となるのではと思慮されます。

また、移行の方法につきましては、平成 27 年度からの 3 年間で段階的に進めていくものと考えております。このことについても近隣市町村と連携し、市町村間で差が生じることがないようにと考えております。

第 6 期介護保険事業計画は、単に 3 年間の伸び率を検討するのではなく、2025 年を見据えた計画と位置づけられ、事業計画策定委員会において、今回の制度改正等についても議論していただきたいと考えておりますが、法で定められた社会保険制度であり、超高齢化社会を支えるもので、重要なものであります。

制度変更にあたっては、しっかり町としても説明し、御理解をいただくよう努めてまいります。5 番目の**横峰公園北側道路での死亡事故**についての御質問でございます。

①の横断歩道を設置してほしいとの意見が出ているがどうかの御質問でございますが、交通事故の後、警察を含め、関係者が集まり、交通安全対策について協議を行いました。

現場は、T 字路交差点が続く変形の交差点であり、現地で実態を確認しながら対策内容を話し合い、横断歩道も設け、交差点部分はカラー舗装とし、より安全な交差点となるように計画を立て、実施に向けて準備を進めております。すぐにも整備するよう指示しておりますが、警察での横断歩道の設置手続が必要で、奈良県警交通規制課において準備を進められており、町として待っている状況です。警察の手続完了次第、すぐに実施できるよう準備できています。

また、ハード面の整備だけでなく、シルバー人材センターや幼稚園、保育園に出向き、緊急の交通安全教室を実施するなど、高齢者、子供だけでなく、保護者に対する啓発も実施しております。

②の公園や樹木により死角にならないかの検討はしたかとの御質問でございますが、総合的に検討いたしましたので、お答えさせていただきます。

横峰公園北側道路（町道馬見北 20 号線）は東に下っています。また、公園の東側道路（町道馬見北 54 号線）は、公園よりもさらに低くなっているため、交差点の見通しが悪くなっています。そのため、改善策として、公園北東角の植栽柵の隅切り、及び植栽柵の高さを傾斜に沿った形に下げ、さらに公園から東側町道への飛び出しを防ぐため、現在スロープである部分を植栽柵に変更をいたします。

今後、公園利用者の安全のため出入りは、新たに設ける横断歩道の位置からに限らせていただく計画をしておりますので、御理解をお願いいたします。

町としては、この場所に限らず、全地域の見直しを行い、安全な道路を確保し、事故を未然に

防ぐ対策を進めてまいります。

答弁は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(議長) それでは、問い1に対しまして、2回目の質問を受けます。12番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございました。

第1番目の請願の手続きでございますが、県と協議をして、町の案は何か相談をしているということでございます。具体的にまだきょうの場で明らかにされないということは、都市計画審議会でもきちんとした議論をした上で対応したいと、こういう意味だというふうに理解をいたしました。

それで私はちょっと視点を変えまして、質問をしたいと思うんですが、請願を出された皆さんに直接お話を伺ったんですけれども、そのほとんどが「障害者のための施設がもっと近所にたくさんあったらいいのになと、こんな思いで出しました」ということを言うておられるわけです。そういう願いを持っておられる方と、まちづくりのあり方として地区計画という一つの具体的なやり方で、地権者が知恵を集めてよく相談をして、生活住環境を維持、発展させようという、この運動は私は矛盾しないのではないか。地区計画があるから障害者の生活権が脅かされるとか、また逆も、それはないのではないか。障害者の差別禁止法という法律ができましたけれども、あの法律には差別とは何であるのかという定義がまだされておりませんし、都市計画法や地区計画の制度が差別に当たるなどという、そんな決定はどこにもないわけであります。ですから、現地の実際に地区計画を進めたいというふうに思っておられる人は、ここは戸建て住宅中心の土地なのだから、当初予定どおりの使い方にしてもらいたいということであって、現在お住まいの方が引き続きそこに代が変わっても、両親が亡くなられた後も代が変わっても引き続きそこで住まいをしたいんだと、これは何も普通のことで問題にすることでもない。

ただ、建築基準法の規定で、そのグループホームとか、障害者施設が用途が変更になると、集合住宅という扱いになるということだから、どうなんですかという話だというふうに思っているわけです。ですからそういう意味では、住民はそういう障害者の人とも健常者と障害者が共生の社会を営んでいくということについては、十分に理解をしておりますから、そういう点で今後もそういう観点で取り組んでいきたいわけですが、法律上、建築基準法の中に、そういう障害者施設の基準というのがありませんので、それを認めるということも書きようもないわけですから、それは地区計画の対象からその点だけ外す必要があるんじゃないかと。外すに当たっては、原則から違ったやり方をとるわけですから、町長が勝手にいいですよというわけにはいきませんよと、都市計画審議会でも議論をして了解をとるようにしましょうねと、それが基準ですよというふうになっているものでございます。現地もそのように理解をしておりますけれども、こういう考え方でよろしいでしょうか、どうですか。

(議長) 答弁。北橋事業部長！

(北橋事業部長) お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり請願が出たということで、町のほうとしても先ほど町長の答弁にもございましたが、議会のほうで採択されたということで、やはり障害者の方々がよりそれを担保にしてほ

しいと、そういう思いが強いというふうに町が考えた次第で、今回条例、あるいは規則の中にそういう文言を加えさせていただいて、それを担保にするというか、そういう形にしたいということで、今県とも協議をさせていただいたということです。その条例に乗せることが建築基準法の第68条の2では地区計画を条例化できるという文言もございます。その中で条例化、規則なりに明記することによって、それが都市計画法の地区計画を逸脱するものではないというような県からの回答も得ておりますので、ただし、これをする場合には、都市計画審議会に諮って協議をして、進めなさいということも伺っております。地区計画というのは、都市計画の観点からそこにお住まいの方々の住環境を守っていかうというものでございます。だから、それを踏まえて、そういう文言を加えさせていただきたいと。

もう一つ、地区計画の中では建物の限定というのは一戸建ての建築に限るという文言をうたっておりますが、条例の中の建物の制限の中で4条の2項、3項で、以前から説明をさせていただいた、その文言を可能とできるということで御説明をさせていただきましたが、それがなかなか条例、あるいは規則の中でうたって、それを担保してほしいという思いが強いことがございましたので、今回条例化させていただくということをちょっと文言を加えさせていただくことを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

(議長) 3回目の質問です。12番、八尾君！

(八尾議員) 具体的な条例化と言われましたけれども、中身が今提示されておられませんから、提示されていないことを議論してもしょうがないと思いますので、十分に地権者のまとまった意見、協議の経過、こういうことも十分に踏まえていただいて、両者が、あるいは関係者がやっぱり了解に達するような十分な努力を町のほうもお願いしたいということだけ述べて、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目でございますが、**クリーンセンターの事故のこと**でございます。

率直に申しますけれども、このクリーンセンターを設置している町が直接業務を指揮監督をするということがない中で起きた事件ですね。シルバー人材センターに委託をすると。シルバー人材センターと本人との関係は、これは請負であるという説明を関係者から聞いておまして、その文書がないと、文書で交わしているわけではないと、あなたにこの仕事を請け負ってくださいねという、そういうことは定めていないというふうに聞いております。事実かどうか、それもお答えをお願いします。

こうした実態が町は把握をしていたのか、していなかったのか。もし把握をしていないのであれば、誰がどのような責任を負うのかということをやっぴりはっきりしておかないとまずいのではないかと。

それから労働基準監督署の臨検の件でございますけれども、このシルバー人材センターは労働者ではなくて会員であると、こういうことですから、労働基準監督署の守備範囲ではないんですね。守備範囲ではないんですけども、来られましたよと、臨検がありましたよと。これは監督署がどんなことを考えているのか、私は想像でしか物は言えませんが、実際の仕事の進め方は、実は指揮監督する方がありまして、あるいは何時に来て、何時に帰らなさいという、そうい

う命令もありまして、決まりごとがあって、ああしてください、こうしてくださいと請負といいながら、実際に労働者としての性格があったんじゃないかという疑いといいますか、そういうことを監督署が思ったんじゃないかと私は考えたんですね。町はそういう認識があるのかどうか。

それから、むしろこの施設で働く方の契約はいろいろあるかと思います。「擬制」といいまして、ちょっと難しい言葉ですが、こういうふうには表現できなかつたので申しわけない、模擬店の「擬」と制度の「制」、「擬制」であります。中身は違うんだけど、それに似せたようなというぐらいの意味で理解して下さったらいいですが、擬制の労働安全衛生委員会を設置をして、事業主とセンターと働く人が同数で、事業主側には産業医とか衛生管理者を配置をして、月1回会議を開いて、我がこの事業所で事故の発生のないようにどうしたらいいのかということのを定期的にやっぱり議論する必要があるんじゃないかと。朝礼で気をつけてやと言うだけではおさまらんと違うかと。以前に注射針が刺さった事件がありましたね、仕分け作業するときに注射針が刺さったんです。そのことについて、私、監督署に相談に行った経過がございます。そのときも監督署は臨検に入って、これは労働者としては認められないというのがそのときの結論でした。私余り深追いをしていませんけれどもね。しかし、そのときにやっぱりこれはあかんなど、町がやっぱり安全衛生の体制をきちんと組まないとかあかんなどということのやっぱり反省が足らなかつたんじゃないかと、私も追及が弱かつたという反省をしておりますけれども、その点どうですか。

(議長) 答弁。松本クリーンセンター所長！

(松本クリーンセンター長) それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、指揮監督権がなくて請負契約についても請負といいながら文書の契約書を交わしていることがないという点についてでございますけれども、まず1点目は、私どもはシルバー人材センターさんのほうと契約を行いまして、こういう作業をお願いをしたいということで、クリーンセンター内の業務についてシルバー人材センターさんと広陵町のあいだで業務の契約を交わしておるということでございます。11点目は、シルバー人材センターと広陵町が契約を交わしておると、個々の契約はないということでございます。

それから、2点目の責任についてはいかがなものかと、広陵町、あるいは現場のほうで責任はあるのではないかということについてでございます。

この点についても当然道義的責任は私は現場で所長をさせていただいておりますので、当然責任を持って、今回の事故についても責任はあるというふうには考えてございます。ただ、先ほど申しましたように、作業につきましては、シルバー人材センターと広陵町の契約でございます。それぞれが一般的に言われるような一人親方としての業務の請負ということになりますので、あくまでそれぞれの責任において業務を行っていただいているという考えでございます。

それから、労働者ではないのに労働基準監督署がなぜ来るのかと、労働基準監督署が事故現場を確認する、あるいは内容を確認をするということについて、それは労働者であるからではないかということについての御質問だと思いますけれども、労働基準監督署では、確かにおっしゃるようなシルバー人材センターさんとの契約に基づく労働のあり方が現実に労働者であるのか、あ

るいはそうでないのか、中間的な形になっているのかどうかというところを判断はすぐにできないというお考えがあるようでございましたので、まずは現場の状況、あるいは管理のあり方について、私どもにさまざまな面から御質問されて、その中身が本当の意味での労働者に当たるのか、一人親方に当たるのか、その点を見きわめるためにおいでになったというふうに理解をしております。

それから、擬制の労働安全委員会を設けるべきではないかということにつきましてでございますけれども、おっしゃるようないろんな面からやっぱり安全対策をとりながら会議を開いていくということも当然おっしゃるような趣旨からは重要であるというふうには考えてございます。ただ、私どもはまずは今回起こりました大事故につきましては、今後の再発生を防ぐための対策を早急にとりたいということでございます。おっしゃる旨からいきますと、その将来にも向けて、安全対策をとるべきだというお申し出だったと思いますけれども、今回については早急な対策として、同じようなクリーンセンター内での事故を防ぐということの対策をまずとりたいというふうに考えてございます。

それから、同じようなことになると思いますけれども、以前、針による包装プラスチック関係の容器の中に、多分糖尿病の方の注射針関係だったと思いますけれども、そういうのが混入がございまして、事故がございました。これの反省が生かされていないというような御趣旨だと思います。その点についても確かに私としては十分な反省ができずに、対策がとれなかったのかなという思いもございます。この点も踏まえまして、今回の事故とあわせてそのような事故を完全に防げる対策をとってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、漏れ落ちがあるかもわかりませんが、一応御質問にお答えをさせていただきました。以上でございます。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目の質問です。

(八尾議員) 今のセンター長さんの答弁で、監督署が来たのは労働者性があるのではないかと、疑いを持ってきたということは、そういうふうに認識しているということ認められたわけですから、それ一点押えておきたいと思います。

それから、法律上の義務はありませんけれども、労働安全衛生委員会というのを設置をしまして、それで関係者から安全対策をどうしたらいいのかということ、実際に仕事をしている人の中から、こうしたらどうか、ああしたらどうかというようなことをぜひやってほしいなということを再度強調をしておきたいと思います。

それで3番目の質問は、今町民会議が設置されまして第1回目の会議がありました。私は、RDF炭化方式という全国的にもまれな施設でございますので、その総括も進めながら、特にこの安全対策ということでいえば、施設の構造上、事故がもう発生できないと、本人が不注意だからという理由がもう全く、不注意であったとしても事故が起きないという仕組みにしてもらわなアカンということと、それから運営上、そこで働く人たちがお互いに相談をし合って提案をすることだって必要なんじゃないかと。交通事故を防ぐためにKYTというのがありまして、危険予知トレーニングというのをローマ字にしてKYTというのがあるんですよ。これをこのまま

車を前に走らせたらどうなるかと、子供が飛び出してくるかもしれないと、いろんな可能性を出してみんなで話し合っただけで危険な目に遭わないようにしましょうねというのがありますね、御存じだと思います、うなずいておられるから。だから、クリーンセンターでもそんな研修も具体的にきちんとやっておく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、3番目の質問、そういうような仮定の話ですけれども、事故を防ぐための研修、充実してやっていただけますか、どうですか。

(議長) 答弁。松本クリーンセンター所長！

(松本クリーンセンター長) それでは、今回の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、労働基準監督署が労働者の疑いがあるから来たのではないかと(発言する者あり) ああ、そうですか、わかりました。

KYTの部分については、おっしゃるように研修会というか、常々現場で皆さんに指導、指揮監督ではないんですけれども、安全面での指示をやっぱりさせてもらう。あるいは全体を見て説明をする町の職員もごございますので、そういう者からそういう安全対策についての話し合いを当然やっておりますし、実は昨日も今回の事故が起こった現場でもう一度ああいうことが起こらないための人間がそういう機械内に全く入らないための研修を担当者を連れて現場で何回も繰り返しておりました。そういう意味でKYTの研修会というものになるかどうかわかりませんが、あくまで安全対策のためには職員が必ず皆さんに協議をしていく、そういうことで進めたいと思っております。

(議長) 答弁それでよろしいですか。 それでは、次の質問に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) いろいろ申しましたけれども、一つ一つ確実にお願いしたいと思います。

交差点の右折レーンのことです。実は都市整備課のほうに議会の前にもお問い合わせをしたりしておりましたのですけれども、まち全体のバランスもあるんだと、こんなことも言われておりました。一体どこの交差点をどういうふうにしたらいいのかという点は、住民の皆さんとのやっぱり協議も一定程度要るように思っております。事故に実は遭われた方のお話を聞いていたら、右折のサインを出したんだけど、前からどんどん来て、もう青信号の間はずっと通っていたんだと。なかなか右折のタイミングがないと。赤信号になりましたと、一瞬、瞬間ができたから行こうとかというので接触事故をやっちゃったと、こんなことですね。だから、道路交通法上はどうなるんでしょうか。法令遵守の考え方からいったら赤信号なのに右折しちゃったわけだから違反でっせということになりかねないわけですよ。今はそういうふうにしないと右折ができないということだから、それはやっぱり通行量がふえておると、あるいは幹線道路、中和幹線も整備されて大きなお店もできました、道路事情が大分改善されましたのでそういう意味で、ちょっとこれまでとは違ったやり方で対応をしていただく必要があるんじゃないかと。もう一つ言っておきますけれども、香芝高校のところの交差点ですね。中和幹線と真美ヶ丘幹線のところですね。真美ヶ丘幹線、南北に走っているのを北のほうから南下をしまして、追い越し車線をそのまま行ったら、それが右折レーンに入っちゃうんですね、3本に分かれていますから。真ん中は真っすぐ行けるから五位堂駅に行けるわけですよ。左側は左折なんです。だから、時間によっ

て、朝の出勤時、通学時のときにはそこが物すごく混むんです。それで右側のほうがあいているから、事情のわからない人は右側に入っちゃると、え、ここ右折になるのかと、俺真っすぐ行きたいのに、もうしようがないなと無理やり左のサインを出しまして、割り込ませてくれやと、こういうことになったり、実際にはやっぱりそういうことがあるわけです。時間帯によってもやっぱり違うと思うんです。ですから、交通事情でどれくらいの台数が通っているかというようなことだって、よく調べておられたのではないかと思いますけれども、ああいうデータをもとにして、そこらあたり交差点の改善とか安全対策というのをやるということは、今までやられておられるんでしょうか。またこれから必要だと思いますけれども、やっていただけないでしょうか。その点どうでしょうか。

(議長) 答弁。北橋事業部長！

(北橋事業部長) 議員御指摘のように町全体でいろんな交差点がございます。バランスの問題もございまして、今御指摘のようにその交通量、あるいは道路の構造上の問題、幅員の問題もございまして、根本的に、その幅員の右折レーンがとれる道路であるかどうかという点もございまして。この回答の中にも書いておりますが、畿央大学のところは来年度早々に右折レーンの改良を計画いたしております。そのところは、現状が柳板ということですが、幅員の車道部分が11メートルございまして、それとその手前というか、東側のエコール・マミのところなんです。あれはもう既に右折レーンがございまして、あそこも同じ柳板の線なんです。そのところも現状は車道部分が10メートルございまして、その東側の今御指摘の柳板と広谷ところ、東西線ですね、柳板大谷線のところは幅員のほうが9メートルになっております。その関係上もございまして、歩道が3メートル50とっております、その関係でなかなかその右折レーンをとるのは厳しいという点もございまして。

それとおっしゃっていたように、中和幹線と広谷との交差点、私も現状を見させていただいて、議員おっしゃるように右折と直進が一緒になっております。当然その時間帯によっては、ちょっと危険な状態とかになりかねません。その辺も警察にも確認はしておったんですが、余り好ましくないという返事だけで、なぜあそこがそういうふうな車線になっているのかということなんですけれども、今後の考え方としては専用の右折レーンをとって、確実に信号のところに表示をさせていただくという思いをしております。

それであと、今後の考え方なんですけれども、議員おっしゃっていただいているように、一度町内の交通量調査を各そういう交差点のところの交通量を把握させていただいて、それで安全対策をどのようにするのか、右折レーンの部分もございまして、また歩道の有無とか、その辺もあわせて調査なりをしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いたします。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目の質問です。

(八尾議員) そのようにぜひ取り組んでいただいて、安全なまちづくりのために努力をしていただきたいと思います。

それで私、ちょっと最後に心配だけ一言言っておきますと、交差点が渋滞しますとどうなるかといったら、ショートカットをやる可能性があるんですよ。抜け道でね、狭い道路に割と入って

いくと、こういうふうには嫌らしい言い方になりますけれども、そういうふうになってかえって危なくなるということだってありますから、だからそこで事故が起きやすいので、そういう意味でも努力をお願いしたいなというふうに思います。その点の指摘をして4番目に移りたいと思います。

それで今度の介護保険の適用が、当初要支援1と2を全部外しましょうと、各自治体に責任でやってくださいよというふうに言ったのは私も本当にびっくりをしたわけです。それで、40歳になりましたら国保でも会社員でも介護保険料取りますよと、給料明細表からそれだけいや応もなく取られちゃうわけですよ。それで半分笑い話みたいにして紹介しましたがけれども、よそのまちでは介護保険をもう契約を解除したいけどどうしたらいいんやと言うて言うた人が実際あるそうです。だけど、これは社会保険なので堪忍してくれと、社会全体で見ようじゃないかという趣旨だからということで、私らは割に町当局の説明を受ける直接の立場にいますからわかりやすいんですけども、実際にまちの方にお話をしますと、この世の中ではやらずぶったくりやというわけですよ。金ばかり年金から取って、実際にそういうふうな状態になったらお世話になると思うから、黙っているけど払っているけど、どんどんどんどん対象を減らしたり、あるいは利用料を1割から2割にふやしたりとか、そんなことをやられたんだったら一体どういうことになるんですかということで、心配をしておられます。それともう一つは最近スポーツジムに通う60代、70代の層がふえていると、こういう報道がありますね。介護保険のお世話にならなくても自分でちゃんとやっていけるように、それは動機としてはいいことかもしれませんが、何か寂しいですね、こんなのね。自主的に取り組まれるならいいんですけども、そうではないということですよ。

それで、具体的にどこまで町長言うていただけるかわかりませんが、自治体から懸念があったというので、国は当初の方針を少し緩和しましたですね。答弁書にはいろいろ実情を訴えたというふうに書いてあります。ほかの自治体首長とも相談したとかというふうに書いてあります。もうこんなことをやられた自治体はもちまへんでということを一生涯懸念言うていただいたんだと思いますけれども、ちょっとそんな話をしていただけないでしょうか。どういうふうにしたのか、また相手の対応も。これは珍しいんですよ。国が一旦言い出したことを途中でちょっとやめましょうというのは珍しいんです。一体どういうことだったのかちょっと教えてください。

(議長) 答弁。 山村町長！

(山村町長) 11月の全国町村長大会がございまして、東京で私も奈良県下の町村長、全国から町村長集まっての大会でございまして。その中に特別要望事項というのがございまして、全国町村長大会要望の中に介護保険制度の円滑な実施という項目がたくさんございまして。その中に要支援者への支援の見直しに当たってというくだりがございまして、この決議が全会一致で要望として町村長大会で採択されたということでございまして。詳しくは町村週報等にも載ってございまして、それを参考にしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目の質問です。

(八尾議員) もうちょっと熱を込めて言うていただけたらと思ったら、あっさりと言っていた

できましたけれども。あれですか、これでこのままいけば、我がまちで新たに負担がふえることになるけれども、答弁書によれば支出増加額を試算することは至難なことやと、こう書いてあるわけですね、もうできへんと書いてあるわけですよ。第6次の介護保険の策定委員会のための計画づくりを委託するに当たって、計算できませんけれどもちょっとやっておくんなはれと、こんなことになるんですか。しかし、それはちょっと無責任と違いますか。ホームヘルプサービスとデイサービスは、我がまちの責任でやれということやから、ほかの自治体で力のあるところは継続して同じようにできるかもしれないけれども、我がまちではちょっと力が不足で、ちょっと絞らざるを得ないんだと、そんなようなことはないんでしょうね、大丈夫ですかね、ちゃんとやっていたいただけますね、その辺のことだけ聞いておきます。

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 今回の改正というか、その要支援1・2が地方の事業に移るということによつて、どのようなことが想定されるのかということですが、当然議員御承知のように単価、また事業所との契約、事業所の認可等々の問題が当然出てくると思います。その部分について、今すぐということでは当然できませんので、想定をしながら介護保険のための事業計画策定委員会の中でもお示しをしながら、それは当然平成27年度以降、2025年に向けての一連の計画の中で策定していくものですから、そういう面も含めて今後検討してやっていくということになると思います。

ただ、今現在できているサービスが利用者の方に御提供できないというようなことは、これは極力避けなければならないというふうに思います。以上です。

(議長) 12番、八尾君！最後の質問に移ってください。

(八尾議員) 部長、偉い答弁でした。極力避けなければならないと言っておりますけれども、しませんなどと約束しないわけだから、ちょっと引き続き継続するように、引き続き追及をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

5番目でございます。

同じ私のごく近所の方のお子さんが交通事故で亡くなられて、心配をしております。それで近所の方と話をするときがあるんですけども、どんな話が出ているかといったら、子供さんの多い通りは、たしかあそこあそこだったよねと。だから、車でそこを通るのは、できるだけ避けようと、ぐるっと遠回りであっても車なんだから、そうじゃない子供さんの少ないところで行こうやないかと、ちょっとルートを変えられる方もあるようです。

昔のことを言って申しわけないんですが、馬見北の2丁目、3丁目、5丁目、6丁目の真ん中のところ、まだ信号がなかったときに、交通事故がもう連発しまして、地域住民は魔の交差点というふうに名前をつけていたんです。それで場所がわからなくて、あそこさと、魔の交差点はあそこって、あ、わかるとか言って、大体それで通じた。そういう場所がすぐ東側の今信号がついていますけれども、あそこの通りなんですね。

今回、答弁書をいただいて、高さの点だとか、私、気がついていないことも書いていただいていまして、その後、実際に工事が始まっているし、それから横断歩道をつくってもらいたいとい

う要望は実現しますということで答弁いただきましたので、少し前に進むかなというふうには思っておりますけれども、実際にこういう交通事故をやっぱり発生させないようにするために、先ほどのクリーンセンターの事故防止のかげんもそうですけれども、妙な書き方をしましたけれども、もうここは通るなど、もう道を塞いでしまっただけで通るなどということも含めた対応が必要なのかもしれんなという思いで書きました。これはもういろんな方がいろんなふうに、あそこ通れなくなったら不便でかなわんから通れるようにしてくれとか、そりゃやっぱりいろいろ意見があるんだろうと思います。だから、この点については、こういう大きな事故が起きたわけですから、近所の少なくとも自治会なりには、今回の事故の発生と、その後の町の対策について、こういうふうにしたけどどうかということをちょっときちんと話を通してほしいと思うんですけれども、それはやっていただけますか。

(議長) 答弁。 北橋事業部長！

(北橋事業部長) まず、事故発生を生かそう云々のことですが、どういう施策が必要なのか、横断歩道あるいは交差点部分のカラー舗装とか、あるいは信号とか、そういうのが考えられますが、昨年の夏に関係者が寄りまして、通学路の一斉点検をさせていただきました。それに基づいて危険な箇所の対応ということで進めさせていただいております。あと若干警察の関係の部分で残っておりますが、こういったものを定期的にそういう合同点検をさせていただいて、少しでも安全な道路、安全な社会というのを築いていきたいと考えております。

それと地元なりにはそういう改良、改善をするときには、当然その協議もさせていただいて、こういうふうにさせていただく、いかがでしょうかということもお話をさせていただいて進めていきたいと、こういうふうと考えております。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) この間、まちの中を走っていたら道路の陥没とかがあって、単車が転倒しそうだ。すぐに都市整備課に申しあげましたところ、大体半日ぐらいですね、すぐに穴埋めをしていただいて、担当している職員さんから伺いましたら、事故が発生して、後から責任追及されるより、事故のないのが一番いいとか言っておられましたので、大変喜んでおります。そういう意味で、定期的にここを直してほしいというのをやっぱり年1回、自治会から要望を出してくれというのが以前ありましたけれども、ちょっと復活していただけないですかね。それはどうでしょう。最後の質問です。

(議長) 北橋事業部長！

(北橋事業部長) その件につきましては、現在のところ定期のそういう要望というのは行っておりませんが、随時大字、自治会のほうからそういう要望をいただいております。その身をちょっと審査させていただいて、早急に対応できる部分、あるいはちょっと時間をいただくとか、そういうのを吟味させていただいて、処理はさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

(議長) それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。